

阪神エメラルド JCB カード会員特約

第1条（名称）

本カードは、株式会社阪急阪神百貨店（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので阪神エメラルド JCB カード（以下「カード」という。）と称します。

第2条（会員）

本特約および別途 JCB の定める JCB 会員規約ならびに別途当社の定めるエメラルド JCB ポイント規定を承認のうえ入会を申し込み、当社および JCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCB がカードを貸与します。

第3条（提供サービスと利用）

1. 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が JCB の定める JCB 会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第4条（会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - （1）当社のサービスを提供するために、当社が以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において届け出た事項
 - ②入会承認日、カードの契約内容
 - ③カードの利用内容（第6条において共有する情報）
 - （2）宣伝物の送付等当社およびエイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社の営業に関する案内をする目的で、当社が個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口につながるものとします。）
 - （3）当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口につながるものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

<エイチ・ツー・オー リテイリング グループ>

エイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社の社名は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.h2o-retailing.co.jp/>

第5条（届出事項の共有）

会員が、当社または JCB に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社または JCB の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届出情報について、両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第6条（利用内容の共有）

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第7条（会員資格の喪失）

会員が当社会員資格または JCB 会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条（JCB 会員規約またはエメラルド JCB ポイント規定と本特約の関係）

本特約に定めのない事項については、JCB 会員規約またはエメラルド JCB ポイント規定が適用されるものとします。

（追記）

1. 会員等は、本特約第 4 条第 2 項に記載するエイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社が本特約第 4 条第 1 項の個人情報をエイチ・ツー・オー リテイリング グループ各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。
共同利用に関する管理責任者は阪神百貨店（お問い合わせ窓口は、本特約末尾に記載する相談窓口）とします。
2. 前項の規定は、2008 年 1 月 1 日以降に入会の申し込みをされた会員に対して適用します。

<相談窓口>

当社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせは下記窓口にご連絡ください。

阪神百貨店 阪神クレジットカウンター
〒530-8224 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 13 番 13 号
06-6345-1201（代表）

エメラルド JCB ポイント規定

第1条（規定の目的等）

本規定は、株式会社阪急阪神百貨店と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）との提携により発行する「阪神エメラルド JCB カード」（以下「カード」という。）の利用に応じ、JCB がカードの会員（以下「会員」という。）に対し提供する特典の 1 つであるエメラルド JCB ポイントの内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条（エメラルド JCB ポイント）

1. エメラルド JCB ポイントとは、会員が JCB の定める一定の条件のもとに JCB から所定の商品券を受け取ることができる制度です。
2. 商品券の額は、カードにより信用販売を受ける商品・役務の購入金額（以下「カード利用代金」という。）に応じて JCB から付与されるポイント（以下「ポイント」という。）の残高に基づき計算されます。

第3条（ポイントの付与対象）

前条第 2 項に定めるカード利用代金には、金融サービス・各種ローン・JCB の年会費その他所定のものは、含まれないものとします。

第4条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本会員のカード利用代金とみ

なし、そのポイントは、本会員に付与されるものとします。

第5条（ポイントの付与日）

ポイントは、毎月 15 日に JCB 所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本会員に付与されます。

第6条（ポイントの付与取消）

本会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取消等により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、JCB 所定の方法により取り消されるものとします。

第7条（ポイントの計算）

会員のポイントは、毎月 15 日に JCB 所定の方法によって締め切られたカード利用代金の合計額に対して、JCB 所定の率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は、切り捨てとなります。

第8条（ポイントの蓄積と有効期間）

1. ポイントは、その付与日から 24 ヶ月間蓄積できその期間を有効とします。ポイント付与日から 24 ヶ月を超えるものについては自動的に失効するものとします。
2. 前項に定めた期間内に蓄積された有効なポイント残高が 1000 ポイント以上の会員は、阪神百貨店商品券を受け取ることができます。

第9条（会員へのポイントのご連絡）

第 7 条に基づき計算された当月の新規付与ポイント数および蓄積された有効なポイント残高は、本会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。

第10条（ポイントの申請）

第 8 条に基づき計算され蓄積された有効なポイント残高等が、JCB 所定のポイントに達している場合、会員はその意思表示により、阪神百貨店内エメラルド JCB ポイント交換所でポイントを減算処理のうえ、所定の減算相応額分の阪神百貨店商品券を受け取ることができます。

第11条（ポイントの消滅）

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとします。

第12条（エメラルド JCB ポイントに関する疑義等）

1. 会員は、理由の如何を問わず、エメラルド JCB ポイントにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供または、相続させることはできません。
2. ポイントの有効性・ポイント数・商品券受取資格に関する疑義、その他ポイントの運営に関して生ずる疑義は、JCB の決定するところによるものとします。

第13条（終了・中止・変更等）

1. JCB は、予告なしに、いつでもエメラルド JCB ポイントを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。
2. JCB は、第 7 条にいう JCB 所定の率を、予告なしにいつでも変更できるものとします。
3. エメラルド JCB ポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

第14条（JCB 会員規約または阪神エメラルド JCB カード会員特約と本規定の関係）

本規定に定めのない事項については、JCB 会員規約または阪神エメラルド JCB カード会員特約を適用されるものとします。